

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成27年2月定例会

平成27年2月12日

目 次

平成27年2月定例会

2月12日（木曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
諸報告	2
議案上程（議第1号）	3
提案理由の説明（広域連合長）	3
補足の説明（事業課長）	3
質疑	3
討論	4
採決	4
議案上程（議第2号、議第3号、議第4号、議第5号及び議第6号）	4
提案理由の説明（広域連合長）	5
補足の説明（事務局次長、事業課長）	5
質疑	9
討論	10
採決	10
議案上程（議第7号）	10
提案理由の説明（広域連合長）	10
質疑	10
討論	11
採決	11
議案上程（議第8号）	11
提案理由の説明（広域連合長）	11
質疑	11
討論	11
採決	12
選挙管理委員及び補充員の選挙	12
広域連合長あいさつ	13
閉会	13

○出席議員（15名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	鎌水一美	議員
3番	高橋勝文	議員	4番	浦山文一	議員
5番	菅根光雄	議員	6番	佐東貞美	議員
7番	大場勇人	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	佐藤忠吉	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	蒲生光男	議員	12番	遠藤榮吉	議員
14番	岡村正博	議員	15番	小松原俊	議員
16番	富樫透	議員			

○欠席議員（1名）

13番 本間正巳 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
代表監査委員	中村一明		
事務局長	富木慶太郎	事務局次長	佐藤浩之
会計管理者	設楽和由	事業課長	萩生田伸悟
総務係長	岡道弘	企画財政係長	渡辺和彦
資格管理係長	五十嵐智春	給付係長	伊藤直人

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	富木慶太郎	事務局次長（兼務）	佐藤浩之
書記（兼務）	岡道弘	書記	河内亮
書記	猪藤潤		

○議事日程第1号

平成27年2月12日（木）午後2時 開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員指名

第3 諸報告

・例月出納検査報告

第4 議第1号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第5 議第2号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第6 議第3号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

- 第7 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 第8 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第9 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正
について
- 第10 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第11 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- 第12 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙
-

○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

午後2時 開議

○議長(蒲生光男君) ただいまから、平成27年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席議員は、本間 正巳議員です。

出席議員は、15名で定足数に達しております。

日程第1 会期の決定

○議長(蒲生光男君) それでは、日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

5番 菅根 光雄 議員、6番 佐東 貞美 議員を指名いたします。

日程第3 諸報告

○議長(蒲生光男君) 日程第3 諸報告を行います。

監査委員から、平成26年7月から平成27年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条

の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第4 議第1号

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第4 議第1号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第1号につきまして、ご説明申し上げます。

議第1号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,528億2,472万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） それでは、議第1号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議第1号別冊の平成26年度歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。補正の概要でございますが、特別高額医療費共同事業拠出金について、国保中央会からの拠出額の決定通知により、歳入歳出にそれぞれ94万5,000円を増額補正し、補正後の予算を1,528億2,472万3,000円とするものでございます。

特別高額医療費共同事業につきましては、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について財政調整を行う共同事業でございます。

以上で議第1号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を終了いたします。よろしくご審議のうえ、ご決議をお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8番（山尾順紀君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 山尾議員。

○8番（山尾順紀君） ただいまの説明の中で、400万円と200万円の金額の説明の部分を、もう一度説明願えますか。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） 特別高額医療費共同事業につきましては、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について財政調整を行う共同事業でございます。

○議長（蒲生光男君） 山尾議員、ただいまの事務局の答弁でよろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第1号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議第2号、日程第6 議第3号、日程第7 議第4号、日程第8 議第5号及び
日程第9 議第6号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第5 議第2号から日程第9 議第6号の議案5件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第2号から議第6号までにつきましてご説明申し上げます。

議第2号 平成27年度 山形県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ5億2,597万9,000円とするものであります。

議第3号 平成27年度 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,485億5,634万円とするものであります。

議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正につきましては、この条例による個人情報の保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護制度運営審議会を新たに設置しようとするものであります。

議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、保険料の軽減措置を平成26年度と同様に実施するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、議第5号で申しあげました保険料の軽減措置の財源となる交付金を基金で受け入れ、その処分に関する事項を定めるため、条例の改正を行うものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） はじめに、議第2号 平成27年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。議案書を願ひいたします。

一般会計歳入歳出予算の総額は5億2,597万9,000円で、款項ごとの金額は第1表のとおりでございますが、説明は事項別明細書に沿って行わせていただきます。別冊の平成27年度当初予算事項別明細書を願ひいたします。

一般会計当初予算の総括でございます。歳入につきましては、1款 分担金及び負担金、2款 財産収入、3款 繰入金、4款 繰越金、5款 諸収入の5款構成でございます。

歳出につきましては、1款 議会費、2款 総務費、3款 民生費、4款 予備費の4款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明申し上げます。

最初に歳入の1款 分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの事務費負担金でございますが、5億2,510万9,000円を計上しております。

なお、この負担金にかかる各市町村の負担につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、総人口割45%の各割合で算出し、負担いただくことになっており

ます。前年度と比較して、1,452万2,000円の減額となっております。

これまで、特別会計で財源不足が生じ、一時借入れが必要となった場合の借入金利子、及び特別会計事務費に係る予備費につきましては、事務費負担金を財源として、予め必要額を予算計上しておりましたが、来年度より、必要となった場合は財政調整基金を財源として対応することとし、負担金算定からの除いたことが主な要因でございます。

2款 財産収入には、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子を、あわせて18万円計上しております。

3款 繰入金でございますが、特別会計で一時借入を行った場合の支払利子の財源を財政調整基金としたことによる、科目の新設で、存目程度の10万円を計上しております。

次の4款 繰越金につきましては、前年度からの繰越金を1,000円、5款 諸収入は、1項に預金利子として1,000円、2項 雑入として、職員の住居借上げにかかる使用負担金など58万8,000円を計上しております。

次に、歳出でございます。1款 議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度同額の66万3,000円を計上しております。

次の2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、前年度比198万1,000円増の1億8,112万円を計上しております。

最も大きな比率を占める派遣職員人件費負担金につきましては、来年度、職員21名中9名の交代が予定されており、新たに派遣される職員の給料、扶養状況等が現段階では不明であるため、今年度と同額を計上しておりますが、住居借上げが必要となる職員の増が見込まれること、また、新たに対応が必要となる番号制度に係る会議等の旅費を見込んだことが、主な増額の要因でございます。

次の2目 財政管理費につきましては、基金に生じる利子の積立として18万円を計上しております。

2項 選挙費は、選挙管理委員会開催経費で、前年度同額の4万8,000円を、3項 監査委員費は、定例監査などにかかる経費で、9万3,000円を計上しております。

3款 民生費につきましては、特別会計の事務経費にかかる繰出金、3億3,887万5,000円を計上しております。一時借入を行った場合の支払利子の取扱いについて見直しを行い、存目計上したことが主な要因となり、対前年1,627万7,000円の減となっております。

4款 予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の500万円を計上しております。

以上が平成27年度一般会計予算でございます。

続きまして、説明の順番を変更し、関連がございますので、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書をお願いいたします。

通称「番号法」と呼ばれる「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、社会保障、税、災害対策等で利用される個人番号の付番・個人通知が、平成27年10月から開始されることとなります。

市町村事務と同様、後期高齢者医療事務につきましても、番号法の元、個人番号の利活用を行っていくこととなりますが、広域連合の場合、扱う個人情報の件数が多いことから、個人番号取扱いについて、事前に、制度及びシステムに知見を有する第三者の評価を受けることが義務付けられて

おります。

しかしながら、現在、個人情報の開示請求等について不服申し立てを受けた際の諮問機関として、情報公開、個人情報保護審査会は設置しておりますが、個人情報保護制度について意見を聴く機関の設置がないことから、番号法が求める対処を行うべく、新たに個人情報保護制度の運営に関して諮問する機関として個人情報保護制度運営審議会を設置する規定を追加するものでございます。

委員は5名以内、任期は2年としております。

なお、予算にも計上しておりますが、審議会設置に併せ、審議会委員の報酬を規定するために、附則第2項において、山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正も行っております。

以上が、山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

続きまして、議第3号、議第5号、議第6号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（萩生田伸悟君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 萩生田事業課長。

○事業課長（萩生田伸悟君） 続きまして、議第3号 平成27年度山形県後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算について、御説明いたします。議案書をご覧ください。

まず、第1条第1項は予算の総額でございますが、歳入歳出総額はそれぞれ1,485億5634万円でございます。

第2条は一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を120億円と定めるものです。

第3条は歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費を流用できる場合について、定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算内容につきまして、ご説明しますので、議第2号、議第3号及び別冊の、平成27年度当初予算事項別明細書をご覧ください。

はじめに後期高齢者医療特別会計当初予算の総括でございます。歳入歳出それぞれの合計額は、前年度との比較で、率にして1.4%、額にして、約20億円の増額となっております。

次にそれぞれの詳細につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。1款1項1目 保険料等負担金は、111億8,885万4,000円を計上しております。前年度比約4,750万円の増額となっております。

2目 療養給付費負担金は、市町村が療養給付費の12分の1を支出するもので、前年度比2億587万7,000円増の117億5,668万6,000円の計上でございます。

次に、2款1項1目、国庫支出金の療養給付費負担金は、療養給付費の12分の3を支出するもので、前年度比6億1,763万1,000円増の352億7,005万6,000円を計上しております。

2目 高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費の80万円を超える部分について、国と県が4分の1ずつ負担するもので、5億543万5,000円を計上しております。

次に、2款2項1目 調整交付金は、広域連合間の財政力の不均衡を是正するために交付される、「普通調整交付金」と、広域独自の保健事業などに対して交付される、「特別調整交付金」の2つ

があり、あわせて144億7,941万6,000円を計上しております。

2目 民生費国庫補助金は、健康診査等の保健事業実施及び医療費適正化に対する国の補助金で、6,673万7,000円を計上しております。補助率は3分の1となっております。

3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料の特例軽減にたいする補填等のために交付されるもので、11億3,582万5,000円を見込んでおります。

3款1項1目 療養給付費負担金は、県が療養給付費の12分の1を支出するもので、前年度比2億587万6,000円増の117億5,668万5,000円を計上しております。

3款2項1目 県財政安定化基金交付金は、保険料の上昇を抑制するため、交付を受けるもので、平成27年度は6億3,000万円を予定しております。

4款 支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から、主に3割自己負担の方の医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので、593億3,749万7,000円を計上しております。

次の5款 特別高額医療費 共同事業交付金につきましては、これまでの実績に基づき、2,979万4,000円を計上しております。

6款 財産収入につきましては、本年度新設しました、医療給付費等準備基金利子収入を、新たに予算計上したものです。

7款1項1目 一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、昨年比1,627万7,000円減の3億3,887万5,000円を計上しております。減少の主な理由は、医療給付費を一時借り入れた場合の借入金利子について、広域の財政調整基金を活用する事としたこと、などによるものでございます

2項1目 基金繰入金は、保険料軽減の財源として、「臨時特例基金」及び平成27年度保険給付分として、「医療給付費等準備基金」から繰入を行うもので、14億6,942万3,000円を計上しております。医療給付費等準備基金からの繰入金については、平成27年度からの新規となります。

8款 繰越金は、存目のみの計上となります。

9款 諸収入につきましては、延滞金、預金利子、返納金、雑入などですが、存目をのみ計上しております。第三者納付金は、交通事故の加害者等からの納付金でございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目 総務費でございますが、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成、郵送等に要する経費で、前年度比1,276万3,000円減の3億4,786万7,000円を計上しております。

2款1項 療養諸費についてであります。平成26・27年度の特定期間の見込により計上しております。医療給付費全体としては前年比1.78%の増を見込んでおり、1目の療養給付費については1,434億4,041万1,000円を計上し、2目の療養費として9億7,267万6,000円を計上しております。

2項 審査支払手数料は、国保連合会に委託するレセプトの審査、及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、委託単価は本年度より3円引き下げ、1件あたり70円とし、総額4億1,267万4,000円を計上しております。

3項1目 高額療養費は、自己負担額が世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するもので、10億4,502万8,000円を計上しております。

また、2目の高額介護合算療養費は、高額療養費と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、1億1,553万3,000円を計上しております。

次の3款 県財政安定化基金拠出金は、給付費が見込みを超えて増加した場合の財源や、保険料上昇抑制財源として活用するため、県が設置する基金への拠出金でございます。県から示された6,239万6,000円を計上しております。

4款 特別高額医療費共同事業拠出金は、国保中央会が行う特別高額医療費共同事業への拠出金等として、2,994万4,000円を計上しております。

5款 保健事業費は、市町村に委託して実施している健診事業と、広域連合が独自に実施している歯周病疾患健診事業や市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助に要する経費になります。昨年度比1,514万1,000円増の3億7,338万4,000円を計上しております。

6款 基金積立金でございますが、保険料特例軽減に対する国の臨時特例交付金の積立と医療給付費等準備基金預金利子の積立となります。

7款 諸支出金は、保険料還付金、還付加算金、償還金ですが、ほぼ前年度同様で、1,830万1,000円を計上しております。

8款 予備費でございますが、今年度に医療給付費等準備基金を作りましたので、平成27年度は本来の予備費500万円のみを計上しております。

以上で平成27年度山形県後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算の説明を終わります。

続きまして、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正及び山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてについてご説明申し上げます。

はじめに、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてですが、改正の1点目としましては、低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、2割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の「45万円」から「47万円」とし、5割を減額する基準については、現行の「24.5万円」から「26万円」とするものです。

改正の2点目としましては、国が実施する、低所得者及び元被扶養者に係る8.5割及び9割軽減などの保険料特例軽減措置を、平成27年度も継続し、実施するものです。

施行期日は、平成27年4月1日となります。

続きまして議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてですが、国から保険料特例軽減措置に対し交付される、臨時特例交付金について、平成27年度についても保険料特例軽減措置が継続することから、引き続き、基金取崩しが可能なように条例の一部改正を行うものです。具体的には、平成27年3月31日となっている効力の執行日を平成28年3月31日まで一年間延長するものです。

施行期日は平成27年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のうえ、ご決議くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議第2号から議第6号までの議案5件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第2号から議第6号までの議案5件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議第7号

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第10 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。
提案理由について、説明を求めます。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(蒲生光男君) 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長(市川昭男君) ただいま上程されました議第7号につきましてご説明申し上げます。議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、遠藤直幸山辺町長の任期満了により、現在1名が空席となっております副広域連合長につきまして、広域連合規約第11条第1項の規定により、関係市町村長のうちより、引き続き遠藤直幸山辺町長を選任することについて、同規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。
原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(蒲生光男君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第7号を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議第8号

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第11 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長(市川昭男君) 議長。

○議長(蒲生光男君) 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長(市川昭男君) ご説明申し上げます。議第8号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条第1項の規定により設置しております山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の委員について、きたる3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き4月1日より、諸橋 哲郎委員、熊谷 誠委員、井上 弓子委員、今野 健一委員、佐多和子委員を選任することについて、同条例第22条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(蒲生光男君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第8号を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第12 山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙はきたる3月27日をもって任期満了となります。選挙管理委員4名と補充員4名について、議会において選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長によって指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に細谷 伸夫 氏、岩城 慎二 氏、安達 正志 氏、高橋 春美 氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人に決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました細谷 伸夫 氏、岩城 慎二 氏、安達 正志 氏、高橋 春美 氏が山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員につきましては、第1順位 佐藤 澄子 氏、第2順位 安部 信雄 氏、第3順位 勝見 祐子 氏、第4順位 鈴木 左千夫 氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を補充員の当選人に決めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位 佐藤 澄子 氏、第2順位 安部 信雄 氏、第3順位 勝見 祐子 氏、第4順位 鈴木 左千夫 氏が補充員に当選されました。

○議長（蒲生光男君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

広域連合長あいさつ

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

本制度につきましては、必要な改善を行い当面存続することとなっております。

広域連合といたしましては、国の動向を見守りながら、県や市町村と連携し各種施策を実施してまいり所存でございます。

併せて、高齢者が安心して健康な生活ができるよう、医療の確保に努めてまいりたいと存じますので、皆様には更なるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（蒲生光男君） これをもちまして、平成27年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。議事運営に際しまして、ご協力を賜り心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後2時43分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲生 光男

署名議員 菅根 光雄

署名議員 佐東 貞美